

# 令和3年度 神奈川県予算に対する要望書

一般社団法人 横浜建設業協会

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、「コロナショック」としてオリンピック・パラリンピックの開催延期をはじめ世界経済にも甚大な影響を及ぼしており、県の地域経済においても例外ではありません。当協会としても、建設資材の納入の遅延や従業員の勤務体制への配慮・竣工工期の延長などがあり、次年度の民間工事の減少も予想されます。新型コロナウイルス感染症の一刻も早い収束を願うとともに、県における蔓延防止策の対応にあたっては、建設業者の経営に影響のないように迅速かつ柔軟なできる限りのご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

さて、昨年6月に新・担い手3法が成立し、その中で提示された課題の一つに「働き方改革への対応」があります。地域建設業にとっては、まず「担い手不足の解消」特に「若年層の就業者確保」に正面から取り組み、そのための週休2日制の導入など環境整備を強力に推し進め、「働き方改革への対応」につなげていく必要があります。

当協会も、こうした流れに沿って、適切な工期の設定、発注・施工時期の平準化、適正な賃金水準の確保、書類の簡素化等に総合的に取り組んでいただくことを要望してきました。

さらには、これまで建設業に猶予されておりました罰則付きの残業規制の実施が4年後（令和6年4月）に迫ってきている現在、これまでも増して「就業環境の改善」を最優先に考えなければいけない状況となっております。

以上のように、今後の建設産業の行方を大きく左右する様々な課題に立ち向かっていくためにも、令和3年度の予算編成にあたっては、以下の事項に関して特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 受注機会の確保・拡大について

### (1) 発注について

他都市では新型コロナウイルス関連の予算を大幅に計上することにより、予定されていた発注が滞るのではないかと聞いた声が聞こえてきますが、県では発注への影響はあるのでしょうか。このような経済の停滞期にこそ公共投資によるインフラ整備は不可欠なので、発注量の減少や工事の先延ばしのないようお願いいたします。

(2) 公共事業予算の確保について

地域建設業は、地域インフラの整備や維持管理等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心を確保する地域の守り手の役割を担っています。新型コロナウイルスの影響により、これまでにない景気悪化が予想されますので、地域建設業者が将来にわたってこれらの役割を果たせるよう、公共事業予算の大幅な増額を要望します。

(3) 発注・施工時期の平準化について

新・担い手3法の趣旨を踏まえ、早期発注や債務負担行為・繰越明許費等の適切な活用により、計画的な発注を推進するとともに、年度内の工事量の偏りを減らし施工時期を平準化するよう要望します。

## 2. 適正価格による受注について

(1) 予定価格の適正な設定について

工事予定価格について、現実には厳しい価格となっているのが実情です。予定価格の設定に当たっては、適正な利潤を確保することができるよう、市場に見合った労務費（特に鉄筋工、左官工、交通誘導員）及び資材等の取引実勢価格を反映した積算を要望します。

(2) 最低制限価格について

最低制限価格が設定されている物件については、設計金額から端数処理を行い予定価格が算出されています。積算する企業努力が報われるよう端数処理の撤廃を要望します。

## 3. 入札・契約制度の改善について

(1) 議会承認案件の設計変更について

議会承認案件で設計変更の事由が生じた場合には、工事費の増減が認められることは、実際上は困難で、増加分を請負者が負担することが多いのが現状です。議会承認案件でも適切な設計変更、変更契約が行われるよう要望します。

(2) 事前調整等について

契約後、工事着手をする際には、他企業、他機関との事前調整を済ませておいて頂くよう要望します。また、工事契約をする時点では、予め計画通知を取得しておき、すぐに着工できるよう要望します。

#### 4. 働き方改革について

##### (1) 週休2日制実現のための施策について

週休2日制を早急に実現していくためには、適切な工期の設定、施工時期の平準化、労務単価の引き上げ、現場管理費・一般管理費の引き上げ、日常業務における提出書類の簡素化等の諸問題を、総合的な取組みとして実施し解決する必要があると考えます。積極的に推進していただくよう要望します。

その中でも、特に週休2日制モデル工事での労務費等の補正係数については、週6日の勤務日が5日に減少することを考慮すると、労務費と現場経費の割増補正係数を1.2程度に見直していただくことを要望します。

##### (2) 長時間労働是正に向けた技術資料の削減と手続き緩和について

施工を行う際に手順書や施工計画書に基づき現場管理を実施しています。その際、施工管理・品質管理・出来形管理に関する手続きと現場管理・技術資料の作成に時間を要し、現場技術者の就業時間が超過しているのが現状です。

働き方改革を進めるために、現場管理費を増額して施工管理者の増員を図り、技術資料の削減と手続きの緩和を進めるよう要望します。

##### (3) 時間外労働の上限規制見直しについて

これまで建設業に猶予されておりました罰則付きの残業規制の実施が4年後に迫ってきています。この上限規制見直しの中では、建設現場が会社や資機材置き場と離れている場合、「移動時間が労働時間に含まれる」という見解が大きな問題となります。

特に、建設資機材を現場に置いておくことが難しい常設作業帯の設置困難地域での路上工事では、資機材置き場と建設現場との往復の移動時間が建設現場での作業時間を圧迫することとなります。(モデルケースでの試算では、法令に合わせて実労働時間を8時間とすると、現場での作業時間が4割減少して5時間となってしまうことが明らかになっています。)

これによる影響として「作業時間の減による日進量の減少」「作業効率の悪化を補う作業員の増員等に伴う経費の増大」「これらに伴う施工期間の長期化」等、会社の存続にかかわるほどの大きな問題に直面します。

いずれにしても、法律に違反しないで工事が続けられるよう、「移動時間を考慮した日進量の設定(標準作業時間の見直し)」「施工経費の大幅増加」「標準施工期間の延長」等、働き方改革の趣旨を尊重した検討を早急に行っていただくよう要望します。

## 5. 生産性の向上について

### (1) i-Construction の推進について

今後、生産性の向上に寄与する ICT 活用工事の裾野拡大に向けて、ドローンによる点検業務などをはじめ、市内中小建設業者としての工事施工範疇でも容易に取組可能な ICT 施工活用について、ご検討いただきますようお願いいたします。

### (2) 建設キャリアアップシステム（CCUS）について

建設キャリアアップシステムについて、技能者の有する技能レベルの評価方法やシステム運用が、まだ市内末端業者にまで広く浸透している状況にありません。

建設キャリアアップシステムの普及により、「建設技能者の能力評価制度」・「専門工事企業の施工能力の見える化」等が進み、建設業界の課題である「担い手確保」「生産性の向上」に寄与すると考えられるため、建設キャリアアップシステムの普及促進にあたっての情報提供と「入札参加資格審査での加点」や「総合評価落札方式での加点評価」など、システムの導入支援充実策の検討をお願いします。

## 6. 処遇改善について

社会保険加入促進の為には、積算上計上することは勿論、保険に必要な掛金他経費などは、請負契約上の満額支払われることを要望します。（請負比率で全額計上出来ない分が負担となります。）

また、国交省で義務化の動きもある、労災上乗せ保険金等、民間工事保険についても契約に含めていただくよう要望します。

以上